

令和6年度第2回本庄市総合教育会議 次第

日 時：令和7年1月23日（木）
午後1時30分～

場 所：本庄市役所5階 504会議室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 教育長挨拶

4. 議 題

こども家庭センターについて（意見交換）

資料1・別紙資料・追加資料

5. そ の 他

6. 閉 会

【配布資料】

資料1：こども家庭センターについて

別紙資料：本庄市こども家庭センターの概要について

追加資料：統計資料

こども家庭センターについて

保健部こども家庭センター

【1】設置の経緯

国において、核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。乳幼児期、とりわけ未就園の場合は、子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立しがちな傾向にあり、また、就学期以降も、家庭内での子育ての困難や不適切な養育環境に対して、社会が具体的な支援を届けることができない中で、児童虐待が深刻化する例があります。

平成 28 年の児童福祉法改正において、基礎的な地方公共団体として児童の身近な場所における福祉的支援を行う市町村の責務が明確化されたこととあわせ、

- ・母子保健に関する各種の相談に応ずる等の事業を行う「子育て世代包括支援センター」（母子健康包括支援センター）を設置するように努めなければならないこと（母子保健法第 22 条）
- ・市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行うための「市区町村子ども家庭総合支援拠点」（拠点）の整備に努めなければならないこと（児童福祉法第 10 条の 2）が定められました。

以来、市町村において、主に妊産婦及び乳幼児を対象に、実情の把握や妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う「子育て世代包括支援センター」及び、こどもと子育て家庭及び妊産婦等を対象に、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、こども等に関する相談全般から必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進してきました。

しかしながら、乳幼児の子育てに困難を抱える家庭に対する相談支援など、両機関が行う業務や機能には一定の重なりがあるにもかかわらず、児童福祉法と母子保健法それぞれの根拠規定に基づく異なる機関の整備を求め、組織が別であるために、連携・協働を行う職員に負荷がかかったり、情報共有等が円滑になされにくい等、さまざまな課題が生じてきました。

このため、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年 6 月 15 日）において、市町村は、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとなりました。

本市でも、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としたこども家庭センターを令和 6 年度 4 月より設置したところです。

【2】組織の概要

別紙資料参照

【3】課題

①自らの支援ニーズに気付いていない家庭、また支援の手続きを行うことが困難な家庭、自ら支援を求めることに困難を抱える家庭などをできる限り早期に発見・把握し、支援につなげていくために、妊産婦・子育て家庭と接点を有し得る多様な関係機関（民間主体を含む）との日常的な連携関係をさらに構築していく必要があります。

※要保護児童対策地域協議会の効果的な運用

②ヤングケアラーへの支援強化のため、把握のステージにおいて学校等と連携を図り、把握したヤングケアラーの家庭のアセスメント・支援方法の決定や、支援方針に基づくサービス実施・フォローアップのステージにおいては、介護・障害等のサービス調整者との連携を図りながら、常にヤングケアラーであるこどもの立場に立った関係機関の調整・継続的マネジメントの実施等をさらに行っていく必要があります。

③虐待を含む家庭児童延べ相談対応件数が年々増加していることから、対応する職員を増やしていく必要がでてくる可能性があります。

※令和4年度：8,066件 令和5年度：10,193件

【4】将来の展望

①妊産婦、子どもやその家庭の課題・ニーズを児童福祉部門（相談対応・子ども相談係）と母子保健部門（母子保健係）それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取ることができ
ます。

②個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、母子保健事業や家庭支援事業、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てていき
ます。

③サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施します。

別紙資料

本庄市こども家庭センターの概要について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、こども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は令和7年6月1日、7の一部は令和4年9月15日又は令和5年4月1日）

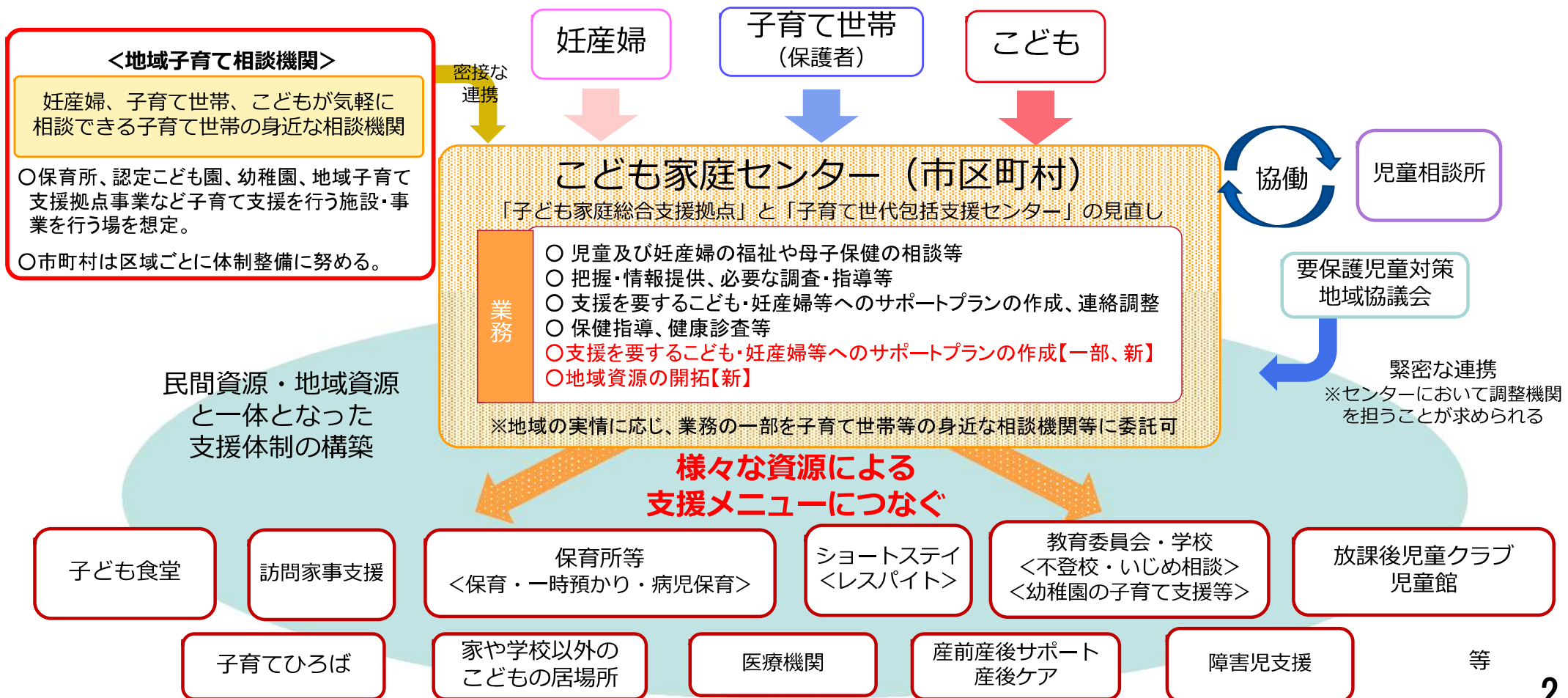
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

○ 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

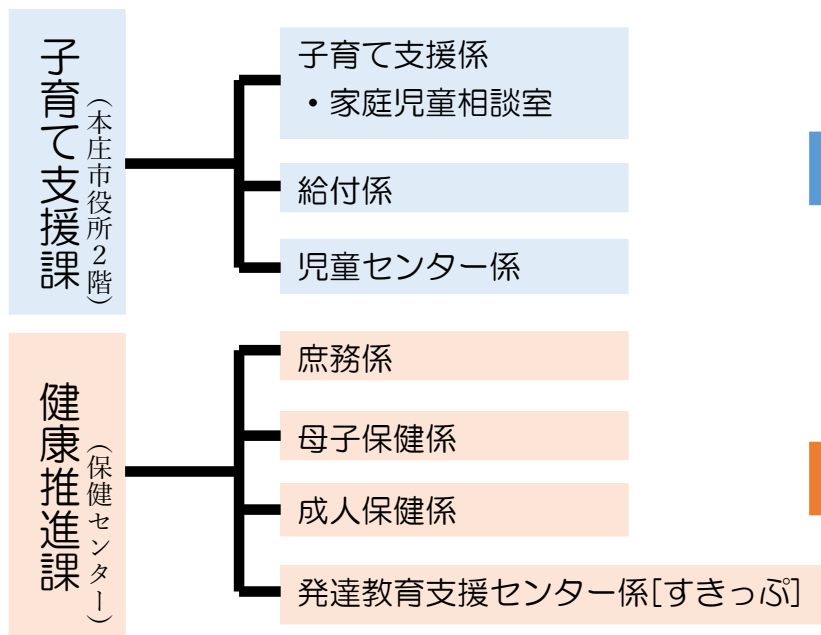
○ この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

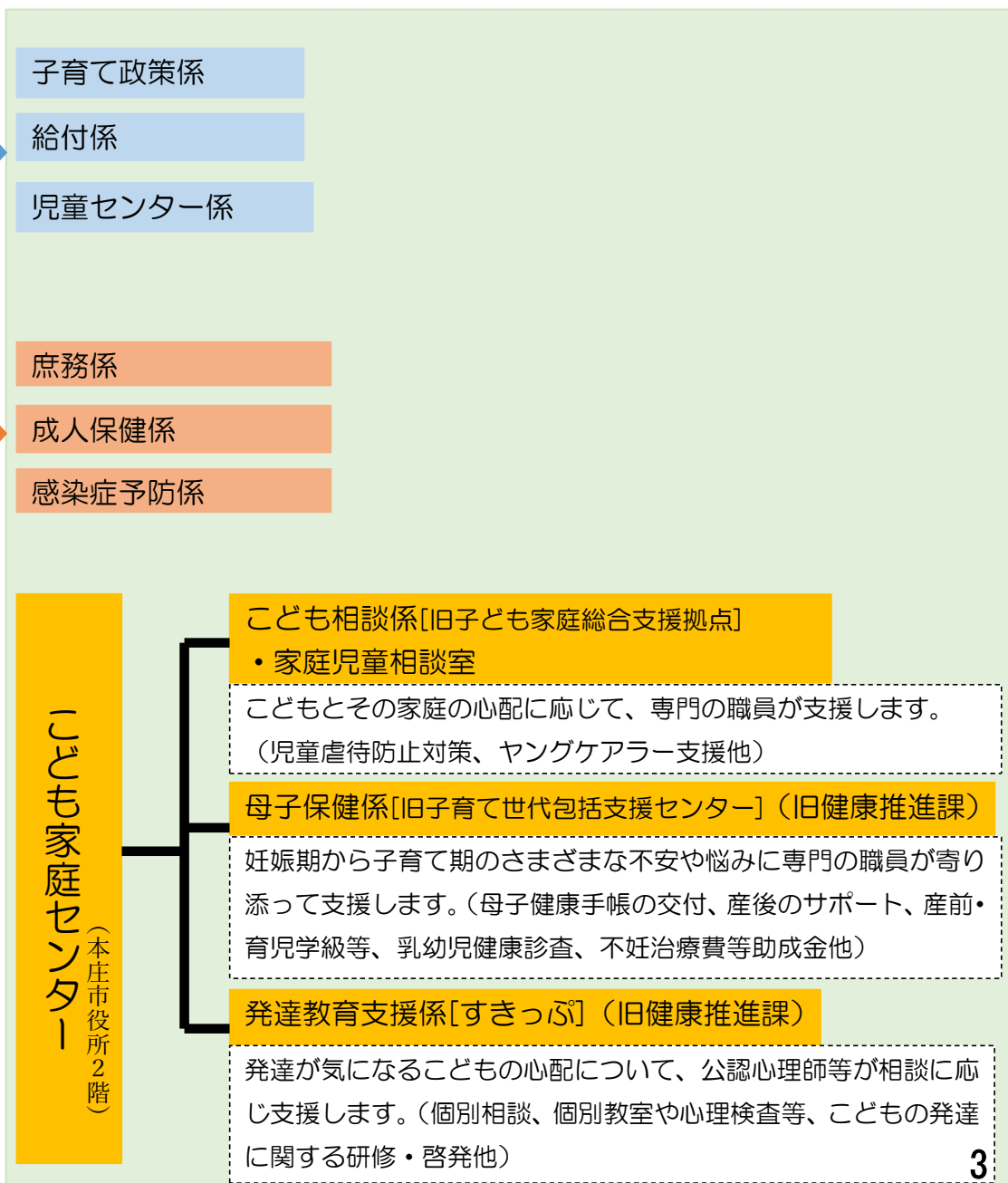


本庄市こども家庭センター設置にかかる組織変更

○令和6年3月31日まで



○令和6年4月1日から



こども家庭センターの人員配置 (27名)

センター長兼統括支援員 1名

- こども相談係……正規職員 5名、会計年度 4名
※保健師 2名、社会福祉士 1名、教員 1名、家庭児童相談員 2名、利用者支援員 1名
- 母子保健係……正規職員 7名、会計年度 5名
※保健師 7名、管理栄養士 2名、助産師 2名
- 発達教育支援係……正規職員 4名、会計年度 1名
※保健師 4名、看護師 1名

こども相談係 [旧子ども家庭総合支援拠点]
・家庭児童相談室

こどもとその家庭の心配に応じて、専門の職員が支援します。
(児童虐待防止対策、ヤングケアラー支援他)

母子保健係 [旧子育て世代包括支援センター] (旧健康推進課)

妊娠期から子育て期のさまざまな不安や悩みに専門の職員が寄り添って支援します。(母子健康手帳の交付、産後のサポート、産前・育児学級等、乳幼児健康診査、不妊治療費等助成金他)

発達教育支援係 [すきっぷ] (旧健康推進課)

発達が気になるこどもの心配について、公認心理師等が相談に応じ支援します。(個別相談、個別教室や心理検査等、こどもの発達に関する研修・啓発他)

各課の事務分掌（係、事務の変更があった箇所のみ記載）

○保健部

Ⅰ. 子育て支援課

【子育て政策係】

- (1) こども施策の総合調整及び企画立案に関すること。
- (2) 児童福祉法に関すること。
- (3) 児童福祉審議会に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関すること。
- (5) 子ども・子育て会議に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (7) 子どもの貧困対策計画に関すること。
- (8) ヤングケアラーに関すること。
- (9) 地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業及び放課後児童健全育成事業に限る。）に関すること。
- (10) いじめ問題再調査委員会に関すること。
- (11) 子育て支援関係団体の支援に関すること。
- (12) その他児童福祉及び子育て支援対策に関すること。
- (13) 他の係に属さないこと。
- (14) 課の庶務に関すること。

【給付係】

【前原児童センター係】

【日の出児童センター係】

【児玉児童センター係】

2. 健康推進課

【庶務係】

【成人保健係】

【感染症予防係】

- (1) 感染症予防に関すること。
- (2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に関すること。

3. こども家庭センター

【こども相談係】

- (1) 児童福祉法（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に関すること。
- (3) 要保護児童対策地域協議会に関すること。
- (4) 家庭児童相談室に関すること。
- (5) 他の係に属さないこと。
- (6) センターの庶務に関すること。

【母子保健係】

- (1) 母子保健法（昭和40年法律第141号）に関すること。
- (2) 不妊症及び不育症の助成に関すること。
- (3) 出産・子育て応援給付金事業に関すること。
- (4) 子育て支援金支給事業に関すること。

【発達教育支援係】

- (1) 発達障害児に係る発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に関すること。
- (2) その他発達障害等に関すること。

【妊娠届（母子健康手帳交付）】

		令和4年度	令和5年度
妊娠届出数（人）		476	448
	うち外国籍を有する者	30	34

【妊婦カルテ】

		令和4年度		令和5年度	
妊婦カルテ作成数（件）		429	割合	445	割合
ハイリスク妊婦（人）	高齢初産	144	33.6%	162	36.4%
	精神疾患既往等	39	9.1%	40	9.0%
	精神疾患既往等	24	5.6%	33	7.4%
	外国人	30	7.0%	34	7.6%
	双子	5	1.2%	3	0.7%
	シングル・ステップファミリー	15	3.5%	17	3.8%
	若年	5	1.2%	8	1.8%
	慢性疾患	8	1.9%	8	1.8%
	その他	18	4.2%	19	4.3%

※令和4年度のカルテ作成数が令和5年度より少ない理由は、令和4年度まで支所市民福祉課でも母子健康手帳を交付していたため、支所市民福祉課受付時に面談ができず、カルテ（面談記録）の作成ができなかったためです。後日、妊タマコールや健康診査等の際に作成しています。

発達教育支援センター相談件数

【個別相談（年長児相談を除く）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数（人）	260	342	352
延人数（人）	651	1,223	1,279

※発達等に課題や心配のあるこどもと保護者を対象に、面談や電話による相談を受けた人数

家庭児童相談等対応件数

年度	総世帯数	総人数	対応ケース数 (世帯)	対応ケース数 (人)	要保護児童対策地域 協議会登録数 (世帯)	要保護児童対策地域 協議会登録数 (人)
	18歳未満のこどもが いる世帯数	18歳未満のこどもの人 数	相談等に対応した18歳 未満のこどもがいる世 帯	相談等に対応した18歳 未満のこどもの人数		
令和4年度	6,376	10,740	288	475	34	75
令和5年度	6,256	10,511	301	516	65	129
増減	△ 120	△ 229	13	41	31	54
増加率	-1.9%	-2.1%	4.5%	8.6%	91.2%	72.0%

※総世帯数及び総人数は、翌年度の4月1日現在

※対応ケース数及び要保護児童対策地域協議会登録数は、4月1日から翌年の3月31日までの期間

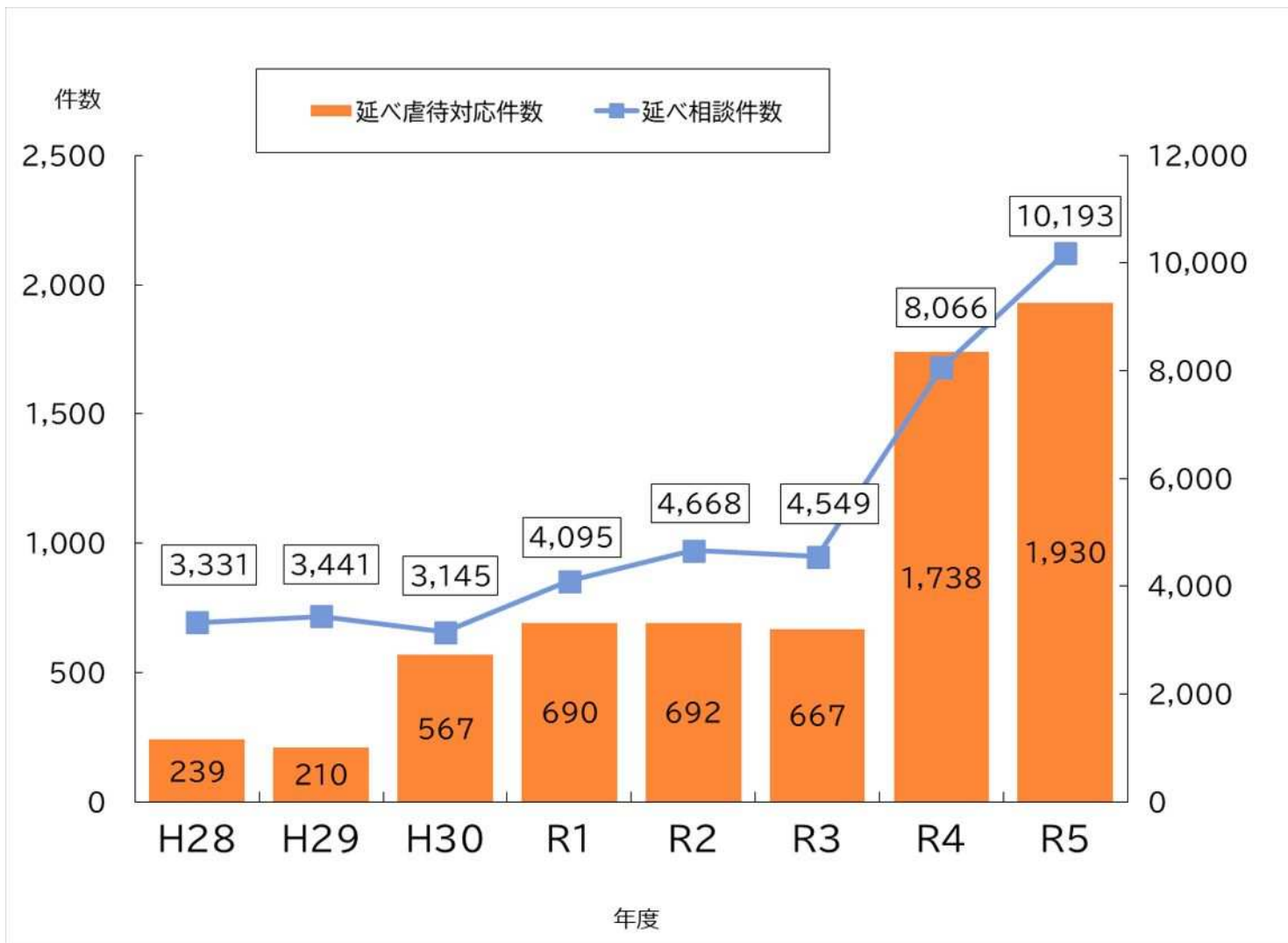
年齢階層別新規相談受付状況(令和5年度受付分)

単位:人

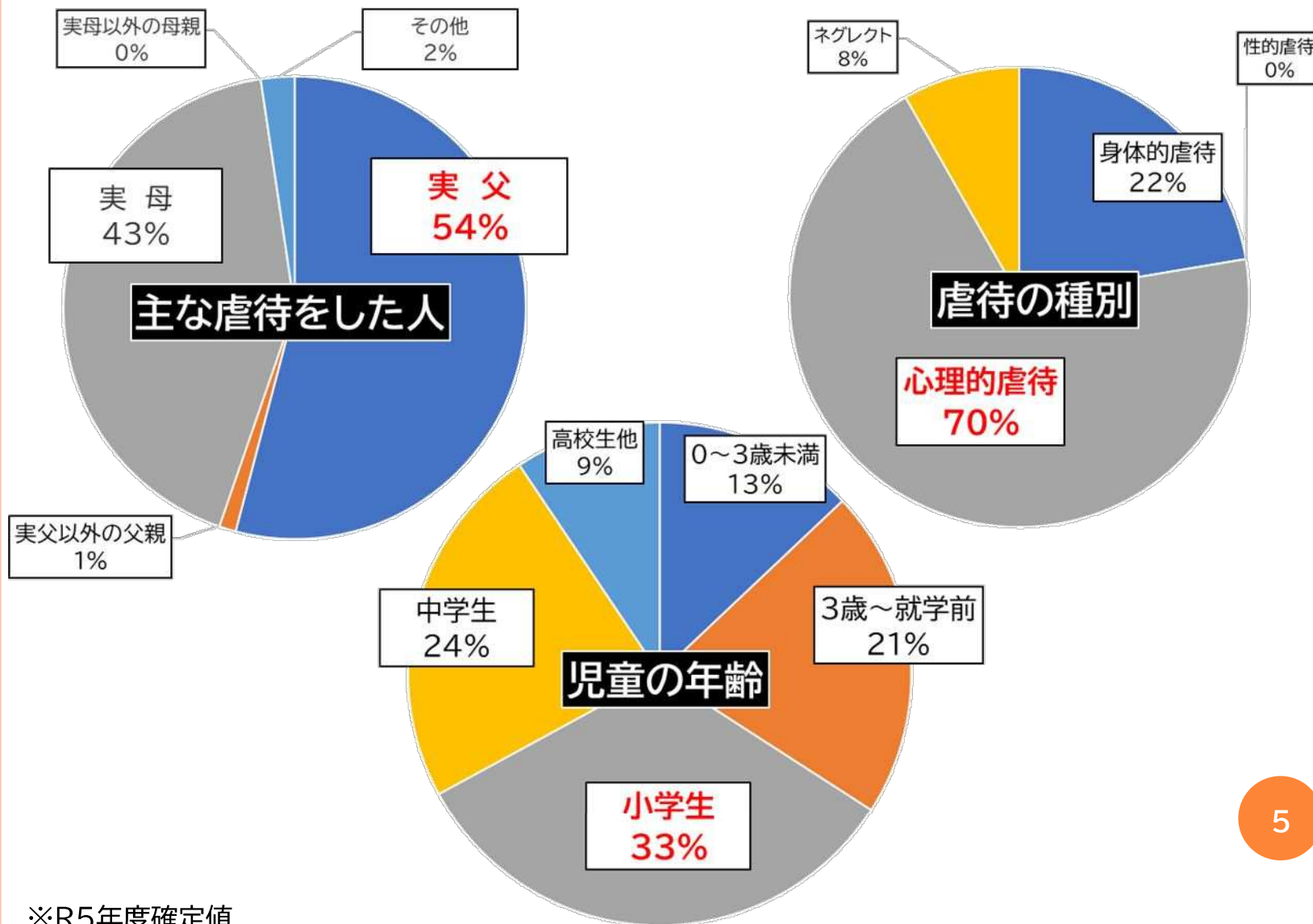
区分\年齢階層		1歳未満	1~5歳	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18歳~	合計
養 護	児童虐待	4	22	24	22	13	0	85
	その他	2	1	3	2	1	4	13
保 健		0	0	0	0	0	0	0
障 害		0	1	4	0	1	0	6
非 行		0	0	0	0	0	0	0
育 成		9	9	12	2	1	4	37
そ の 他		11	37	40	13	15	25	141
R 5 年 度 計		26	70	83	39	31	33	282
R 4 年 度 計		29	59	66	31	28	7	220
前 年 度 比 増 減		▲3	11	12	8	3	26	62

- 養護相談:保護者の家出、入院等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、養子縁組に関する相談
- 保健相談:未熟児、虚弱児、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
- 障害相談:知的障害児等に関する相談
- 非行相談:家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為や触法行為があったとして警察署から法第25条による通告
- 育成相談:行動上の問題を有する子どもの相談や幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談

本庄市における延べ相談対応件数及び虐待対応件数の推移



令和5年度 本庄市内における虐待相談(新規)受付状況



※R5年度確定値